

草 津 市

いじめ対応

マニュアル

(改定案)

草津市教育委員会事務局

児童生徒支援課

もくじ

| | | |
|-----|------------------------|----|
| I | いじめ問題に関する基本的な考え方 | 1 |
| 1 | いじめとは | 1 |
| 2 | いじめの基本認識 | 1 |
| II | 未然防止 | 2 |
| | 具体的な取組 | 2 |
| III | 早期発見 | 4 |
| 1 | きめ細やかな日常の行動観察 | 4 |
| 2 | 児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり | 4 |
| 3 | 教職員間や学校と保護者との間の緊密な情報共有 | 4 |
| IV | いじめへの対処 | 5 |
| 1 | いじめが起きたときの対応 | 5 |
| 2 | 迅速な対応 | 7 |
| 3 | 特に配慮を要する児童生徒への対応 | 7 |
| 4 | いじめの認知から解消までの流れ | 8 |
| V | ネット上のいじめへの対応 | 9 |
| 1 | ネット上のいじめとは | 9 |
| 2 | 特殊性による危険 | 9 |
| 3 | 未然防止 | 10 |
| 4 | 早期発見・早期対応 | 10 |
| 5 | 書き込み等の削除の手順（例） | 11 |
| VI | いじめ対応の留意点（事例より） | 12 |

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為であり、いじめの問題は、学校を含めた社会全体の課題である。

次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境下でたくましく生きる力を育ていけるようにするためには、その阻害要因となるいじめをなくす取組を継続して展開していかなければならない。

1 いじめとは

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）・・・p14⑥

第2条 いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

いじめの態様

○心理的な影響を与える行為

- ア 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

○物理的な影響を与える行為

- ア ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- イ 金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ウ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、**いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要**である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多いことを考慮することや、「物理的な影響」については、身体的な影響の他に金品の要求や行為の強要等があること、さらには、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があること等を踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、いじめを受けた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認する必要がある。

2 いじめの基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「**子どもの目線**」に立ち、**学校が一丸となって組織的で迅速な対応**を行うことが必要です。児童生徒それぞれの人格を尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の気持ちや、その置かれている様々な環境を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。

Ⅱ 未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、より根本的ないじめの問題を克服するためには、**すべての児童生徒を対象に、いじめは決して許されないことの理解を促し、その未然防止を図ることが大切**です。

このためには、いじめを生まない環境をつくり、すべての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育ていけるよう、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めていかなければなりません。

具体的な取組

道徳教育の充実 [思いやりの心]

人権教育の充実 [人権尊重の精神の涵養]

読書活動や体験活動等の充実 [様々なかかわりを深める]

居場所や出番があり安心して過ごせる学級づくりの推進 [心の居場所づくり]

児童会・生徒会活動の充実 [主体的な活動]

教師自身の学ぶ姿勢や態度

生徒指導の三機能を生かした授業づくり

豊かな心の育成

自尊感情の育成

※生徒指導の三機能とは・・・

- ①「自己決定の場を与える」……………自分で決めて実行させること。
- ②「自己存在感を与える」……………自分は価値のある存在であるということを実感させること。
- ③「共感的な人間関係を育成する」…相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係をつくらせること。

教職員と子どもの信頼関係の構築

温かい学校・学級経営

保護者との協力体制の確立

温かい教育活動

家庭、地域との連携と啓発

家庭、地域と連携を進めることは、いじめに対する家庭、地域での気づきと教職員の気づきを互いに共有でき、いじめの未然防止には大切な取組です。

- ・「コミュニティ・スクール」
- ・「地域協働合校の取組」
- ・「PTAの各種会議」
- ・「学校ホームページ」
- ・「学校、学年だより等の広報活動」 等

情報モラル教育の推進

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導が大切です。また、学校での指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

《子どもたちに理解させるポイント》

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、トラブルを招き、別の犯罪に繋がったり、ときには自殺を招く可能性もあること
- 流出した情報は、簡単には削除できないこと



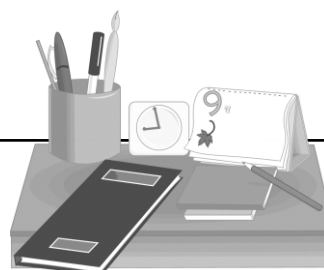
Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものであることを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、**いじめを見逃さない認知力を向上させることが求められます。**

また、いじめを生まない環境をつくり、すべての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育ていけるよう、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めていかなければなりません。

1 きめ細やかな日常の行動観察～子どもがいるところには、教職員がいる体制～

- 健康観察での様子の確認
- 休み時間の行動の変化
- 生活ノート等の内容の変化
- 授業中の様子の変化 など



2 児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり～気軽に相談できる雰囲気づくり～

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- 児童生徒や保護者との信頼関係の構築
- 教職員の相談スキルの向上（校内研修等）
- 啓発活動の推進
- 相談機関の周知 など

3 教職員間や学校と保護者との間の緊密な情報共有

- 教職員間での情報共有・・・p12①
- 保護者との情報交換
- 地域からの情報提供
- 児童生徒からの情報提供 など



IV いじめへの対処

いじめの兆候を認知した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。**いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導**を行い、解決に向けて特定の教職員だけで抱え込まず、学校問題対策委員会へ報告し、**組織的に対応**することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的な未然防止の取組と継続的に見守る必要があります。

1 いじめが起きたときの対応

被害児童生徒に対して…p15⑦

- つらい気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜く」「秘密を守ること」を伝える。
- 自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 学校はいじめを絶対許さない強い姿勢や、指導の方向を伝える。

被害児童生徒の保護者に対して…p15⑦

- 認知したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して保護者と連携し解決に向けて取り組むことを伝える。
- 家庭での子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談されるよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

加害児童生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴く。
- 子どもの背景にも目を向ける。
- 成長支援という観点を持ちながら指導する。
- 毅然とした態度でねばり強い指導を行う。
- いじめが人として決して許されない行為であることを認識させる。
- いじめられている側の気持ちを認識させる。

加害児童生徒の保護者に対して…p14⑤

- 認知したその日のうちに**、保護者に面談し、正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「**いじめは決して許されない**」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを**一緒に考え、具体的な助言をする**など連携を図り支援する。

学校との連携が十分でないため 保護者から発せられた言葉

- ・相手にもいじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がしっかり指導していれば・・・
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

周囲の児童生徒に対して

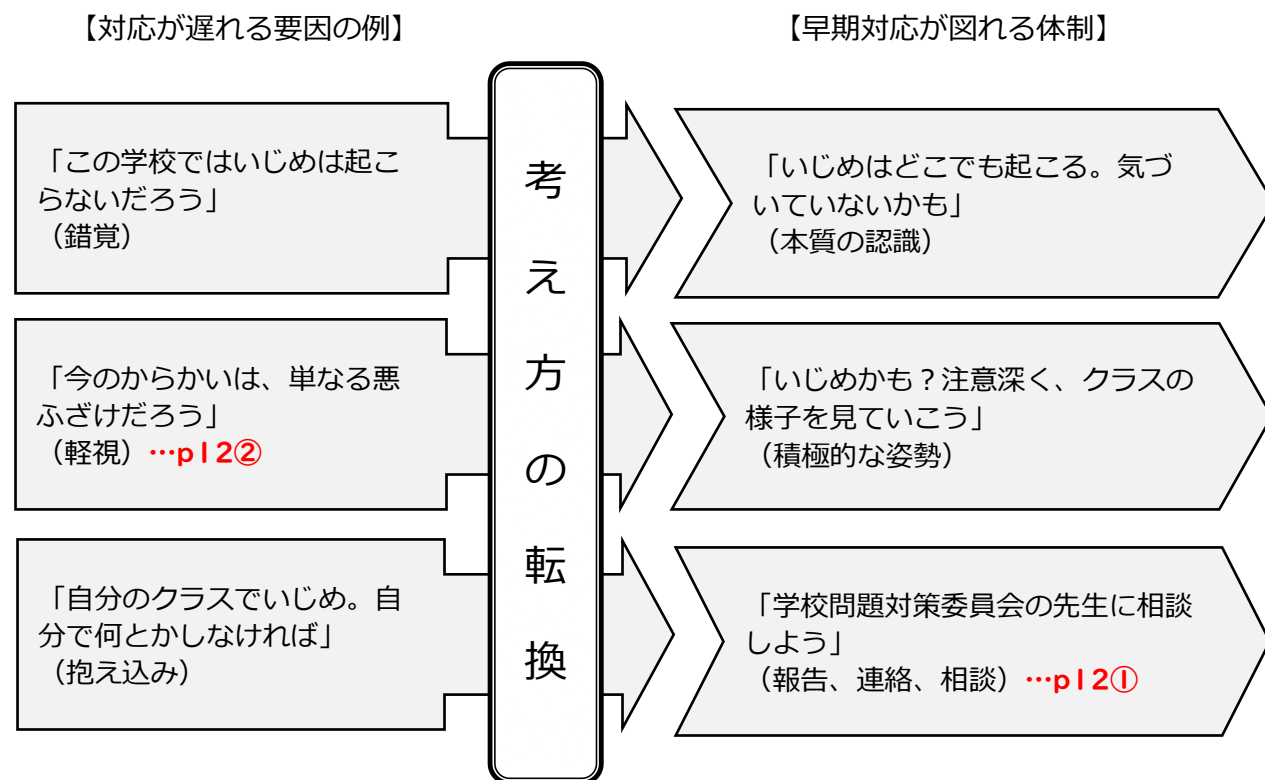
- 当事者だけの問題にとどめない。
- 学級および学年、学校全体の問題として考える。
- いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関する資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

継続した指導

- いじめが解消したと判断した場合でも、生活ノートや教育相談などで、引き続き十分な観察を行い、その後の状況についての把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ肯定的な関わりから、自信を取り戻せるよう支援する。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にスクールカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的な取組を実践し、いじめのない学級づくりを推進する。

2 迅速な対応

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりが大切です。

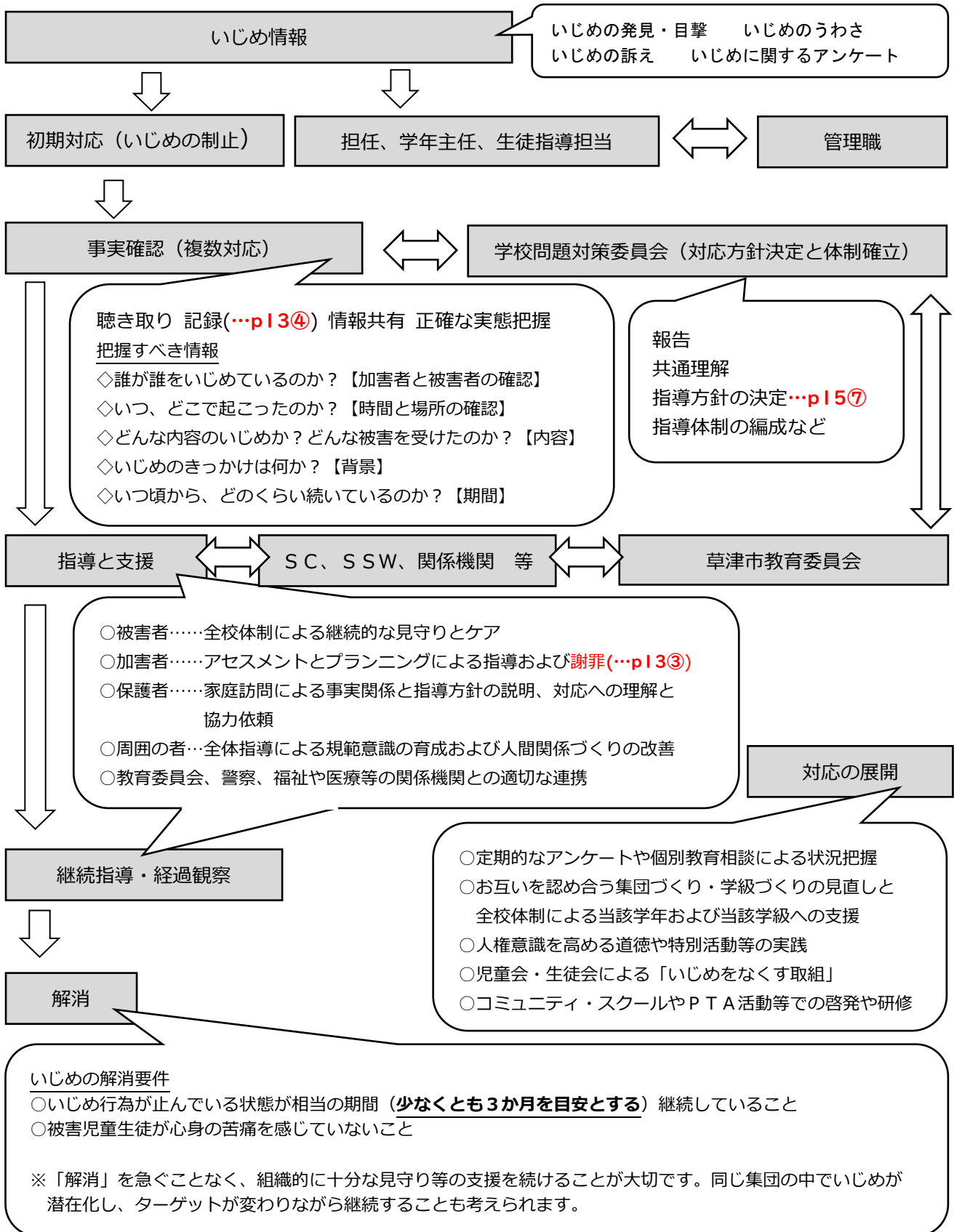


3 特に配慮を要する児童生徒への対応

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめ
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ
- 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

※上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行わなければなりません。

4 いじめの認知から解消までの流れ



V ネット上のいじめへの対応

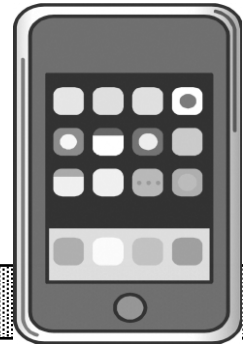
インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、子どものスマートフォン・携帯電話、パソコン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携した取り組みが不可欠です。

ネットいじめを発見した場合は、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案の内容によっては、警察等の関係機関と連携して対応にあたる必要があります。

1 ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりする方法により、いじめ行為をおこなうものをいいます。



2 特殊性による危険

- 匿名性により、自分だとはわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗・中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗・中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 無料通話アプリを利用するグループ内でも、ある日突然、既読無視、グループ外し、未読等のいじめが起こることもある。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により、自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

3 未然防止

《子どもたちに理解させるポイント》

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、トラブルを招き、別の犯罪に繋がったり、ときには自殺を招く可能性もあること
- 流出した情報は、簡単には削除できないこと

《子どもたちへの指導のポイント》

- 誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪であり警察に検挙されること

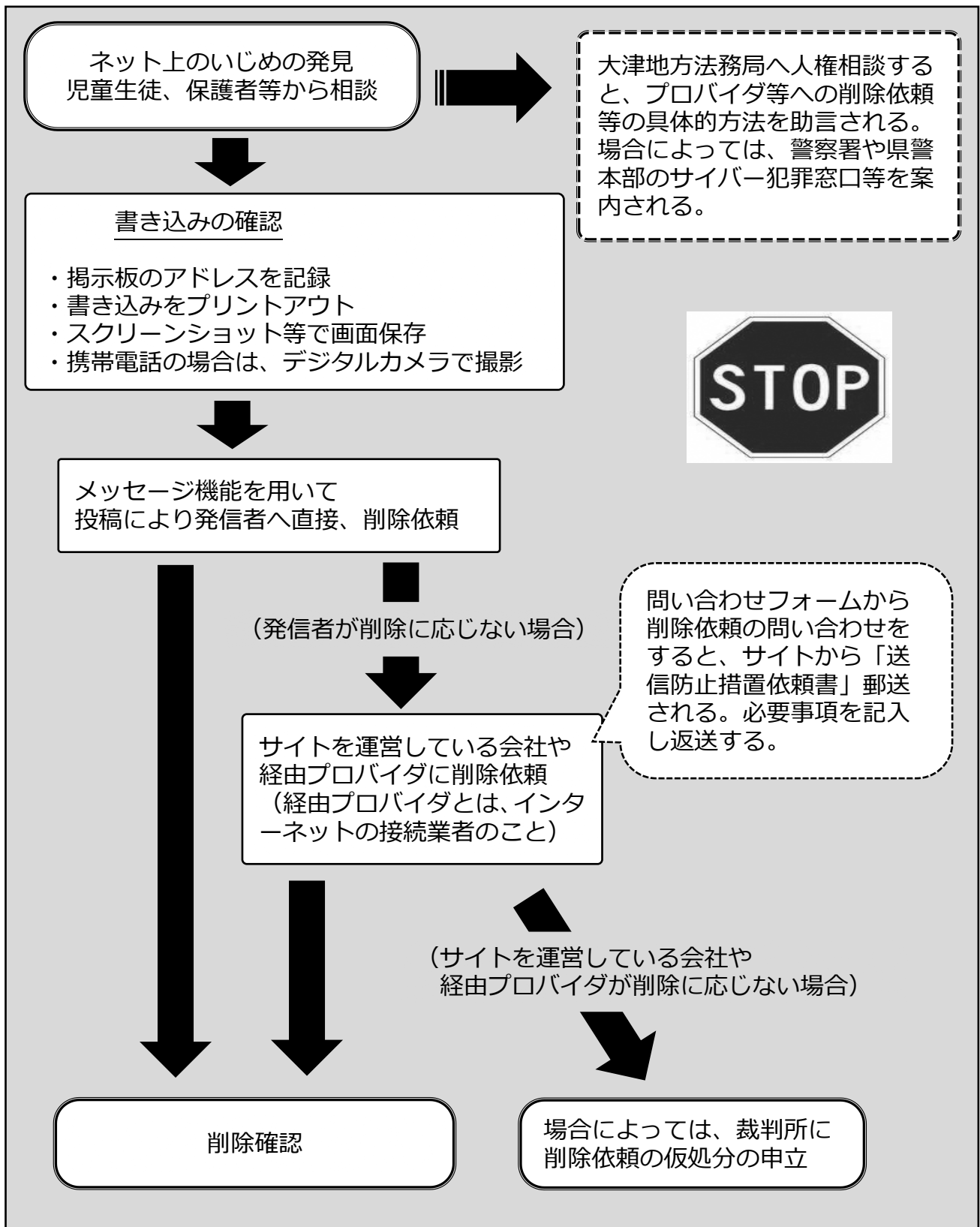
《保護者に伝えること》

- 子どもたちのスマートフォン・携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- 家庭において、子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと
- 子どもたちのスマートフォン・携帯電話やパソコン等を管理するのは家庭であり、フィルタリングをすること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口にいる」という認識やインターネット特有のトラブルが起こりうるという認識を持つこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に、子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれたときに子どもが見せる小さな変化に敏感になること

4 早期発見・早期対応

- 書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

5 書き込み等の削除の手順（例）



VI いじめ対応の留意点（事例より）

①報告、情報共有

事例

いじめ被害の児童の保護者が本事案について訴えたいことがあり、管理職に電話連絡をしてきた。このとき、この学校では、管理職まで本事案について報告ができていたため、管理職は本事案について把握していた。このことで、今後の対応について、保護者は学校と一緒に考えていく姿勢を見せた。

ポイント

いじめを認知した教職員は、必ず校内のいじめ対策組織に報告し（いじめ防止対策推進法第8条）、学年主任、生徒指導担当、管理職と情報共有しておくことが大切です。上記の事例のように、報告ができていたということが保護者の安心感につながります。逆を言えば、報告、情報共有ができていないことが、保護者の学校不信につながり、その後の対応を難しくするケースもあります。

②事案の軽視

事例

児童Aが児童Bにからかわれたり、叩かれたりすることがあり、担任が当事者同士で話をさせたところ、大事ではなく、その場で解決したと判断したため、保護者への連絡を行わなかった。また、組織への報告も行わなかった。この事案があった放課後、Aの保護者が本人から話を聞き、事案の内容について学校から連絡がなかったことに不信感を募らせ、その後の対応が難航した。

ポイント

担任が事案を軽視し、勝手な判断を行ったことに課題があります。担任が、事案の軽重によらず組織へ報告し、保護者への連絡を行っていれば、こうした事態は防げたと思われます。どんな些細な事案であっても、起こった事案について、いじめかもしれないという認識を持って、被害者の立場に立って対応を迅速に進めていく必要があります。

③納得させた上での謝罪

事例

児童Aが児童Bににらまれたり、ぶつかられたりすると担任に訴えがあった。担任はBに聞き取りを行うと事実を認めたので、その場で謝罪させ、両保護者へ連絡した。数日後、Aの保護者より、Bの態度が変わっていないと訴えがあると同時に、Bの保護者から、BもAの行為で嫌な思いをしたことがあったと訴えがあった。

ポイント

必ずしも謝罪を急ぐ必要はありません。まずは、被害者ファーストのもと（⑦参照）、児童Aに聞き取りを行い、児童Bにも話を十分聞いて、納得させた上で謝罪を行うべきです。また、加害と思われる側も嫌な思いをしている場合があるので、そのことも頭に置いておくべきです。

④記録

事例

生徒Aは同じ学級の生徒数名から暴言を言われることがあり、嫌な思いをした。こうした事案は2回あり、そのつど学校はAとその保護者の思いを聞きながら、加害者への指導を行ってきた。Aとその保護者は担任とうまくいっておらず、学校生活にそもそも不満を持っており、学校に来にくくなっていた。ある日、Aとその家族から、いじめ事案を含む、Aへの学校の対応の経緯と今後の学校生活について、話し合いを持ちたいと学校に申し出があった。この話し合いに際し、学校はいじめ対応の経緯やAが話した内容を書いた記録を残しており、それに基づいて保護者に丁寧に説明した。

ポイント

記録を残しておき、それに沿って説明することで、保護者の納得につながります。また、学校が丁寧に対応していることを示すことにもつながります。この事案の話し合いの際、曖昧な説明をすることにより、担任に対する保護者の不信感はさらに深まっていたかもしれません。

また、記録は事実のみを、時系列にして残していくことがとても大切です。憶測や、主観で記録に残すことはせず、事実に基づいて客観的に記録するようにします。

⑤加害への関わり方

事例

生徒Aは同じ学級の生徒数名に暴言を言ったり、叩いたりして、いじめの加害者となることが連続してあった。学校はAのこうした行為に対し、毅然とした態度で臨み、指導を繰り返すとともに、Aの保護者にもそのつど連絡を入れ、ときには来校を願ったりもしたが、学校はAの保護者と良い関係を結ばず、むしろ敵対されるような関係となった。

ポイント

いじめという行為に対し、毅然とした対応をとることは必要不可欠ですが、同時に、加害児童生徒がなぜそのような行為に及んだのか、日常生活で困り感がないか、背景を探り、アセスメントすることも必要です。加害保護者も子どもとの関わりに困り感を持っているかもしれません。一方的に子どもの非を責めるだけでなく、加害の保護者にも寄り添い、子どもの成長のために一緒に考えていくというスタンスが学校には必要です。

⑥いじめ関連法規の理解

事例

生徒Aは生徒Bに悪口を言われるなどして、いじめの被害となり、学校に行き渋るようになった。Aの保護者はAを登校させるために、Bを出席停止にしてほしいと担任に訴えた。担任は「それはできません」と答えると、Aの保護者は「法律に書いてあるのに、先生がなぜ知らないのですか!」と言い、学校不信を深めた。

ポイント

いじめ防止対策推進法や各学校のホームページ等に掲載されているいじめ対応リーフレットの内容をよく読み、その内容に沿って、学校に相談してくる保護者が増えてきているように感じます。これからの時代、いじめ防止対策推進法や各校のいじめリーフレット等の基本的な内容の理解は教員にとって必須です。教員1人1人が研修や自己研鑽を通して、法規の理解を進めていく必要があります。

⑦対応、指導方針の決定（被害者ファースト）

事例

生徒Aと生徒Bはもともと仲が良かったが、最近AはBに陰口を言われていると、担任に訴えてきた。担任は事実かどうかを確認するため、Bに聞き取りを実施したところ、Bは「そんなことはしていない」とのことだった。Aの保護者に担任がこのことを連絡すると、Aの保護者は「なぜ、聞き取りをしたのか。Bの行為がさらにエスカレートしたらどうするのか。Aは聞き取りしてほしいとはっていない。」と言い、担任の対応に苦言を呈した。

ポイント

いじめ対応を進めていく上で、被害者ファーストが基本です。被害者本人、保護者の思いを十分に聞き、それを踏まえて学校の対応の方針を決定する必要があります。学校の勝手な判断で、被害側の思いに沿わない指導を行うと、学校への信用をなくすことになるとともに、被害者自身につらい思いをさせてしまうことにもなりかねません。